

# 令和3年度 「やまの健康」 推進補助事業 募集要項

## 1 事業の目的

滋賀県では、木材をはじめとする林産物、水、景観や空間、CO<sub>2</sub>吸収量クレジットなど、森林資源の持つ多様な価値を、事業活動の中で活用することによって、県民が自然と共生する健康で幸せな暮らし（FATHER FOREST Life）を実現することを目指しています。

この取組を一層進めていくため、民間事業者等が実施する「やま」の魅力を活かした取組に対して、補助事業を実施します。

## 2 事業期間

補助金の交付決定の日から令和4年（2022年）3月11日（金）

## 3 補助対象となる者

以下の要件を全て満たす個人または法人

(1)"しがCO<sub>2</sub>ネットゼロ"ムーブメント賛同書を提出していること。

（採択後、別途交付申請書の提出時に賛同状況を確認します）

(2)県税に滞納がないこと。

(3)滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しないこと。

## 4 補助対象となる事業

補助金の対象となる事業は、以下の全てに該当する活動とします。

(1)県民を主な対象とした事業

(2)「やまの健康」、「FATHER FOREST Life」、「やまのおっ山」の普及啓発に資する、新商品開発および啓発活動の事業

（取組例）

- ・農山村で採れる食材を活かした商品やメニュー開発
- ・「やまの健康」等の啓発を兼ねた各種商品開発
- ・滋賀県の林産物を使用した商品開発
- ・やまに関する商品を扱う「やまの健康」コーナーの設置
- ・自社の森林活動を「やまのおっ山」を活用してPR

## 5 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業実施に係るもののうち、補助金の交付決定のあった日から令和4年3月11日（金）までの間に支出された以下のものとします。

謝金、旅費、原材料費、印刷費、会議費、使用料、賃借料、通信運搬費、委託料（専門性が高く、事業主体の構成員による実施が困難で外部委託することが妥当であるもの）、負担金、資機材費および消耗品費とします。

資機材費の購入にあたっては、原則として1件あたり10万円以内とします。

「やまのおっ山」のイラストを使用される場合には、著作者へイラスト使用料をお支払いください。

（参考：商品開発をされる場合は、商品代金の5%。啓発事業をされる場合には、事業規模に応じて年間使用料5～10万円（税抜）。イラスト使用料は補助対象経費に該当します。）

## 6 応募できる事業の件数・規模

(1) 応募できる事業数は、1団体につき1件とします。

(2) 予算の範囲内で補助金を交付するものとし、補助率は2分の1とします。

(3) 補助金の上限額は、1事業者あたり50万円とします。

## 7 採択見込件数

おおむね5件程度（応募件数、要望額により変動します）。

## 8 審査の視点

提出された応募申込書に基づき、滋賀県森林政策課職員による審査会を開催し、審査会の結果を踏まえて、採択する事業を決定します。審査にあたっては、企画内容について、本事業の趣旨、要件に沿った内容であるか等、以下に掲げる審査の視点により点数化して総合的に評価します。

(1) 本事業の趣旨に沿い、「やまの健康」の推進につながる内容か。

(2) 「やまの健康」について広く（主に県民向けに）普及啓発されるか。

(3) 「やまの健康」県民アクションガイドにあるアクションにつながる取組か。

(4) 事業計画が具体的で実現可能性が高いか。

(5) 一定期間、普及啓発の効果が継続することが期待できるか。

(6) 事業内容に対して妥当な経費が計上されているか。

## 9 審査後の手続

### (1) 審査結果の通知

応募のあった事業の審査結果については、採択・不採択にかかわらず、8月下旬を目途に文書により通知します。電話による審査結果の問い合わせには応じられません。

## (2)補助金交付申請書の提出

審査の結果、採択となった団体は、補助金交付申請書に関係書類を添えて提出してください。補助金交付申請書の様式や必要な関係書類、提出期日は、採択となった団体へ、別途お知らせします。

滋賀県は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付決定を行います。

## (3)補助金の額の確定（精算）

ア 採択された団体は、事業終了後速やかに、補助金実績報告書に関係書類を添えて提出してください。補助金実績報告書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ、別途お知らせします。

イ 滋賀県は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、計画どおりに実施されているか等について審査します。

## (4)補助金の支払

補助金の支払は、補助金実績報告書を審査の上、補助金の額の確定後に行います。

## (5)補助事業の変更・中止

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。やむを得ない事情等により、計画に変更が生じる場合や、事業の実施が困難となった場合は、速やかに滋賀県森林政策課に連絡してください。

## (6)その他

助成を受けた事業については、当該事業に関する帳簿、関係書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

## 10 応募申込書の提出

下記書類を作成し、提出してください。

(1)応募申込書（様式1）

(2)事業計画書（別紙1）

(3)積算詳細（別紙2）

事業に必要なとなる費用（税込）について詳細に記載してください。

また、本補助金および自主財源以外に収入が発生する場合は記載してください。

(4)その他審査にあたって参考となる資料（任意提出）

## 11 応募書類の提出期限および提出方法等

### (1)応募書類の提出期限

ア 郵送の場合 令和3年（2021年）8月20日（金）17時（必着）

イ 電子メールの場合 令和3年（2021年）8月20日（金）17時（受信）

## (2)提出方法

下記(3)に示す場所への郵送または電子メールにより提出してください。

電子メール送信後には受信確認のため、送信後に電話で御連絡ください。

## (3)提出先、事業に関する問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 琵琶湖環境部 森林政策課 やまの健康推進係

TEL：077-528-3916

E-Mail：[dj0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:dj0001@pref.shiga.lg.jp) (デ イ ジ ェ ー 0 0 1 ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ ㇿ)

## (4)本事業にかかる質問受付

### ア 質問受付期限

令和3年(2021年)7月30日(金) 17時まで

### イ 質問方法

上記(3)問い合わせ先まで電子メールを送付してください。なお、メール本文中に下記項目を明記するとともに、送信後には受信確認のため、必ず電話で御連絡ください。

(メール本文に記載する項目)

- ・団体等名称
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問項目(簡潔・具体的に記載してください。)

### ウ 質問に対する回答

滋賀県ホームページに随時掲載します。

滋賀県>県民の方>環境・自然>森林保全>「やまの健康」推進プロジェクト

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shinrinhozen/310074.html>

## 12 その他

本事業の成果について、滋賀県森林政策課が管理するSNS等を用いて、広報する目的で、写真や資料等の提供を求める場合があります。